

令和5年9月29日

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

嘉瀬川（嘉瀬川ダム）の樹木等 採取希望者を公募します！ ～嘉瀬川ダムの樹木等を伐採してくださる方募集～

嘉瀬川ダムの樹木等の採取希望者を下記により公募します
樹木等は農業資材や燃料のほか販売目的での利用も可能です

【採取場所】 ①佐賀県佐賀市富士町大字関屋字榎木（嘉瀬川左岸）約7,000m²
②佐賀県佐賀市富士町大字大野字小ヶ倉（神水川左岸）約7,000m²
（詳細は、資料-1 資料-2 参照）

【公募期間】 令和5年9月29日から10月16日まで
（伐採期間：採取の許可日から令和6年1月19日）

【応募方法】 ○申込み用紙：佐賀河川事務所ホームページ又は
下記担当窓口にて配布
・「申込み用紙」←こちらをクリックすると表示されます。
・佐賀河川事務所ホームページ
<http://www.qsr.mlit.go.jp/saga/>
○申込み：申込み用紙を下記担当窓口まで郵送又はご持参ください

【担当窓口】 佐賀河川事務所 管理課
〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1-34
TEL 0952-41-8801 内線408

詳細については「樹木等採取者公募の公示及び佐賀河川事務所公募型樹木等採取公募
説明書」で確認いただき、ご不明な点は上記の担当窓口へお問い合わせください。

【記者発表に関する問い合わせ先】 国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所
技術副所長 原 和久
管理課長 甲斐 剛
TEL 0952-41-8801
FAX 0952-41-8802

樹木等採取者公募の公示

令和5年9月29日

佐賀河川事務所長 工藤 勝次

次のとおり、「佐賀河川事務所公募型樹木等採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：佐賀河川事務所管内河川区域内樹木等採取

2. 公募内容：河川区域内坂路工事に伴う支障樹木等伐採・搬出

※河川区域内の樹木等について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木等を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

3. 採取時期

許可日 ～ 令和6年1月19日（金）まで【予定】

4. 採取場所

佐賀県佐賀市富士町大字関屋字榎木地先及び大字大野字小ヶ倉地先
嘉瀬川左岸30k700付近及び神水川0K850付近
（詳細は、資料－1・資料－2参照）

5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 応募手続き

- ① 提出書類：公募説明書に添付の【様式－1】及び【様式－2】を受付期間中に提出して下さい。
- ② 提出先・問い合わせ先：九州地方整備局 佐賀河川事務所 管理課
〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1-34
TEL 0952（41）8801 内線408

- ③ 受付期間：令和5年9月29日（金）から令和5年10月16日（月）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
郵送の場合は令和5年10月16日（月）17時00分必着。

7. 許可手続

本樹木等採取に選定された者は、当該樹木等の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請が必要となります。
申請による許可は、書類1式の提出を受けてから、概ね2週間が目安です。

①提出書類：許可申請書【様式-3】

〔別紙〕規則別記様式第八（乙の3）

伐採作業計画書【様式-2】 ※応募時に提出したもの

位置図及び実測平面図 ※公募資料【資料-1～2】の選定箇所

②提出方法：郵送又は持参とします。

③提出先：九州地方整備局 佐賀河川事務所 管理課

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1-34

④受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取に関する計画及び採取面積などから総合的に評価（採取計画・実施項目・実施工程・実行性・安全対策・地域性等）し、選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

選定の結果通知は、令和5年10月27日（金）までに応募者全員へ通知します。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限ります。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の②に同じです。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用はしません。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にします。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりです。

佐賀河川事務所公募型樹木等採取公募説明書

【目的】

ダムにおける河川区域内の樹木等は、洪水時に流れを阻害したりする事での治水上の問題や、倒れて流出する事により、湖面を利用される方々の安全面への問題となる恐れもあります。また、巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木等がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要もあり、樹木の管理がますます必要となっております。

このため、計画的に河川区域内の樹木等の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川区域内の樹木等について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木等を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木等の有効利用を図っていくものです。今回は、ダム管理のために必要となる施設への坂路工事に伴い伐採が必要となったことから、公募を進める次第です。

イ. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ロ. 応募手続き

① 提出書類

公募説明書に添付の様式—1及び様式—2を受付期間中に提出して下さい。（郵送可、期間内に必着のこと）

〈提出書類取得方法〉

佐賀河川事務所のホームページから様式—1及び様式—2をダウンロード、若しくは佐賀河川事務所管理課及び嘉瀬川ダム管理支所にて配布します。

【佐賀河川事務所ホームページURL】 www.qsr.mlit.go.jp/saga/

② 受付期間

令和5年9月29日（金）～令和5年10月16日（月）

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③ 提出先・問い合わせ先

九州地方整備局 佐賀河川事務所 管理課

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1-34

電話 0952-41-8801 内線408

ハ. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取に関する計画及び採取面積などから総合的に評価（採取計画・実施項目・実施工程・実行性・安全対策・地域性等）し、選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

選定の結果通知は、令和5年10月27日（金）までに応募者全員へ通知します。

ニ. 採取区域とそこに生息する樹種の情報

(1) 【資料-1】【資料-2】のとおり

(2) 雑木（檜の木等）、竹など

※各自にて現地を確認して下さい。

ホ. 採取時期

許可日 ～ 令和6年1月19日（金）まで【予定】

ヘ. 採取条件

(1) 伐木伐竹の際は、根元10cm程度の位置で切断すること。

(2) 最低100㎡以上の採取を行うこと。

※応募者多数の時は採取区画指定及び採取量の制限を行う場合がある。

ト. 自損事故を起こした場合又は道路施設や河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行います。

② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行います。

③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行って下さい。

また、第三者や道路施設、河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応して下さい。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めますが、道路施設（市道）については、佐賀市へ連絡を行いその指示に従うこととなります。

④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。
なお、停止に伴う費用は無償とします。

チ. 許可手続

本樹木等採取に選定された者は、当該樹木等の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請が必要となります。

申請による許可は、書類1式の提出を受けてから概ね2週間が目安です。

①提出書類：許可申請書【様式-3】

〔別紙〕規則別記様式第八（乙の3）

伐採作業計画書【様式-2】 ※応募時に提出したもの

位置図及び実測平面図 ※公募資料【資料-1～2】の選定箇所

②提出方法：郵送又は持参とします。

③提出先：九州地方整備局 佐賀河川事務所 管理課

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1-34

④受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
なお、河川法第25条の許可に際し、別紙にある条件が付されます。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※河川法25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

リ. 樹木等受取に関する採取料徴収

採取料（占用料）について、河川法第25条の許可を受けた者が河川法第32条の規定により、佐賀県が徴収（河川の流水占用料等の徴収等に関する条例）することがあります。

なお、今回の採取料については、徴収されません。

ヌ. その他

- ① 伐採者が選定された後、選定者に伐採箇所を管理している嘉瀬川ダム管理支所において伐採作業における留意点等について説明を行います。公募型樹木等採取に係る通知書に添付されている採取区画について、必ず現地の状況を確認した上で、嘉瀬川ダム管理支所で行う説明を受けて下さい。なお、説明は平日を基本とし、通知書の送付後に調整させていただきます。
- ② 伐採面積や範囲について、応募状況により必ずしも希望通りとならない場合がありますので、ご理解ください。
- ③ 樹木等は、種類に関係なく全伐採を基本とします。
- ④ 作業において、泥汚れや樹木片等の散乱等が発生した場合は、清掃を実施してください。
- ⑤ 作業においては、関係法令等を遵守してください。
- ⑥ 伐採により発生する枝葉、竹等についても持ち帰ることが出来ませんが、搬出しない場合は、搬出しやすいように伐採区域内に分別し集積して下さい。
- ⑦ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではありませんが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合があります。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合があります。
- ⑧ 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートにご協力下さい。

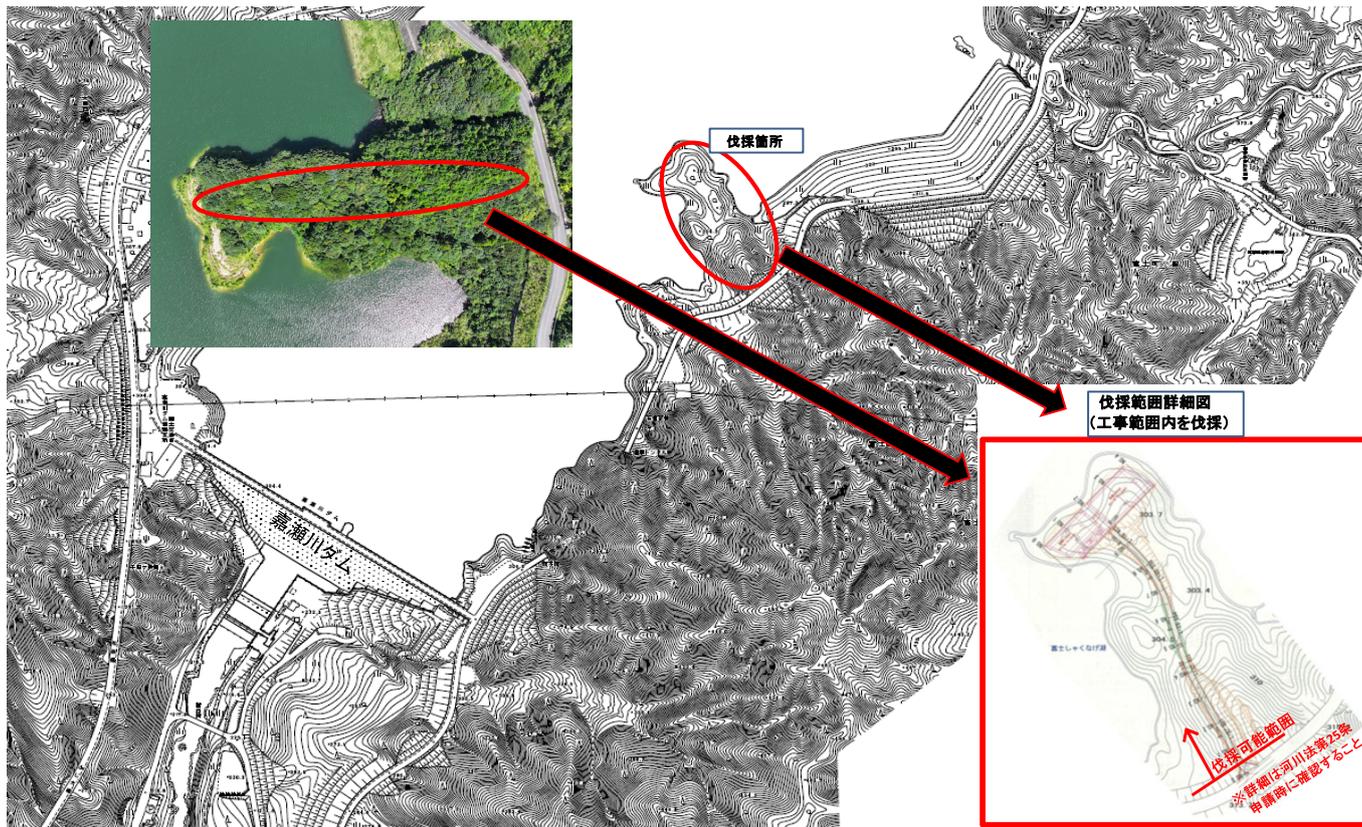
条 件

- 第1条 許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあつてはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。
（※注）許可標示板の規格等については、担当の佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所長（以下、「支所長」という。）と協議の上、変更可とする。
- 第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。
- 第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。
（1）住所又は氏名を変更したとき
（2）許可を受けた行為を廃止したとき
（3）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき
- 第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、支所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、支所長の検査を受けること。
- 第5条 許可を受けた者は、作業に先立ち支所長に作業計画書を提出し確認を受けること。また、採取中は支所長の指示により実施するとともに、完了の際は速やかに報告し支所長の確認を受けること。
- 第6条 許可を受けた者は、道路施設（佐賀市管理の道路）や河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したとき、直ちに支所長に報告すること。
- 第7条 許可を受けた者は、伐採区域内に営巣木を発見した場合は、伐採作業を中止するとともに直ちに支所長に報告すること。
- 第8条 許可を受けた者が、道路施設や河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。
- 第9条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。
- 第10条 申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。

公募型樹木採取箇所位置図



公募型樹木伐採 関屋地区平面図



公募型樹木伐採 大野地区平面図



公募型樹木等採取応募申込み書

令和 年 月 日

佐賀河川事務所長 殿

応募者

住所〒

氏名

印

所属団体・企業名

令和5年〇〇月〇〇日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 希望する採取面積

_____㎡程度

2. 伐採木の使用目的

以下の目的で該当箇所にチェックを記載。

薪ストーブ

その他の目的（ _____ ）

3. 採取を希望する箇所、河川産出物の種類： _____

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

確認済み

未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

（ 伐採方法） チェーンソーにより伐採を行う。

ノコギリにより伐採を行う。

その他の方法により伐採を行う。（伐採方法： _____ ）

- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 その他の方法 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()
- (竹の処理) 発生した竹は、持ち帰り利用する。
 発生した竹は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X :

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

以上

【 記入例 】

様式－1

公募型樹木等採取応募申込み書

令和5年〇〇月〇〇日

佐賀河川事務所長 殿

応募者

住所〒849-0918

佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1-34

氏名 建設 太郎



所属団体・企業名 国土交通省

令和5年〇〇月〇〇日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 希望する採取面積

14,000 m²程度

2. 伐採木の使用目的

以下の目的で該当箇所にチェックを記載。

薪ストーブ

その他の目的 ()

3. 採取を希望する箇所、河川産出物の種類：①関谷地区(木類)、②大野地区(竹類)

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

確認済み

未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(伐採方法) チェーンソーにより伐採を行う。

ノコギリにより伐採を行う。

その他の方法により伐採を行う。(伐採方法：)

- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法: 人力)
 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 その他の方法 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()
- (竹の処理) 発生した竹は、持ち帰り利用する。
 発生した竹は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 採取の期間

作業予定期間 : 令和5年11月20日 ~ 令和6年1月12日 (のうち 30日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X :

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェックを記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

以上

佐賀河川事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(所属団体・企業名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

【作業日】

【作業者】

〈遵守する事項〉

【安全対策等】

(作業時服装)・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風)・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理)・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

(隣接者調整)・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分にとって作業を行う。
・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。

- (有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
- ・ 消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・ 事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路監理) ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・ 夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
- ・ 健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
 - ・ 作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔を保ち不慮の事故が起こらないようにする。
 - ・ 作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔を保ち不慮の事故が起こらないようにする。
 - ・ 選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

様式－3

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

申請者 住所
氏名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏名
電話番号

〔別紙〕規則別記様式第八（乙の3）

（河川の産出物の採取）

- 1 河川の名称

- 2 採取の目的

- 3 採取の場所及び採取に係る土地の面積

- 4 河川の産出物の種類及び数量

- 5 採取の方法

- 6 採取の期間

- 7 その他